第Ⅰ章 一般条項

第１条（会員）

会員とは、本規約を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます。）に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

なお、カードショッピングに係る基本契約は、会員が本規約を承認のうえ、当社に申込みをし、当社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約の契約日は、当社から会員に別途通知されます。

第２条（カードの貸与・有効期限）

(1) 本規約に定めるクレジットカードは、株式会社 QVC ジャパン（以下、「QVC」という）の販売する商品もしくは提供する役務の利用に限定した決済機能を有するものとします。当社は会員に対して、QVC 専用ハウスカードである『QVC SHOPPING CARD』(以下、「カード」という。）を会員１名につき１枚発行し、貸与します。なお、このカードの所有権は当社に帰属します。

(2) 会員は、カードの署名欄に自署し、カードを他人に使用されることのないよう善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。

(3) カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保に供することはできません。

(4) (2)(3)に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払いは会員の責任とします。

(5) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。当社が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に定められた時期に更新するものとします。ただし、カードの有効期限に関わらず、当社と QVC との提携関係の解消、またはサービス提供の継続が困難となった場合には、当社は、会員に対しあらかじめ通知の上、会員資格を喪失させることができるものとします。

(6) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

(7) カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行するものとします。

第３条（暗証番号）

(1) 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録します。ただし、申出がない場合、又は他人に容易に推測されやすい番号(会員の生年月日、電話番号、自宅の住所番地、「0000」、「9999」等)を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。

(2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際に登録された暗証番号が使用されたことにより生ずる一切の債務については、すべて会員がその責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について会員に故意又は過失がない場合にはこの限りではありません。

第４条（カードの機能）

会員は、次章以下の規定に基づきカードを利用して QVC でお買物とサービスの提供（以下「カードショッピング」といいます。）を受けることができます。また、個別のカードショッピングに係る利用契約は、カードショッピングの利用の都度各別に成立するものとします。

第５条（カードの利用可能枠）

(1) ①カードショッピングの利用可能枠（以下総称して「カード利用可能枠」といいます。）は、当社が定めるものとし、適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとします。

②カードショッピングのリボルビング払い（「あと決めプラン特約」によるご利用も含みます。）、分割払い、２回払い、ボーナス一括払い、ボーナス２回払い、１回払い（カードご利用日から支払日が２ヵ月を超えるものに限る。）等、翌月１回払い以外のカード利用についての

ご利用可能枠（以下「翌月１回払い以外のカードショッピング枠」といいます。）は、①のカード利用可能枠のうち、当社が定めた額までとします。

(2) 前項の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額できるものとします。

①会員がカード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき。

②会員のカードの利用状況及び会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めるとき。

③当社が定める本人確認手続が完了しないとき。

(3) 会員は、カード利用可能枠、翌月１回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用してはならないものとします。カード利用可能枠、翌月１回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用した場合は、当社は会員に対し、カード利用可能枠、翌月１回払い以外のカードショッピング枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。

(4) 会員は、カード利用可能枠、翌月１回払い以外のカードショッピング枠の範囲内でカードショッピングを利用することができます。

(5) 会員は、当社又は当社の提携会社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、当社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第６条（お支払い）

(1) カードショッピングの利用代金（包括信用購入あっせんにおける「現金価格」をいいます。以下同じ）及び手数料（包括信用購入あっせんにおける「包括信用購入あっせんの手数料」をいいます。以下同じ。以下これらを総称して「カードショッピングの支払金」といいます。）は、会員が指定する金融機関の預貯金口座（以下「決済口座」という）から口座振替又は自動払込みにより、毎月 27 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」といいます。）に支払うものとします。また、これらの方法による支払がない場合、当社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。但し、当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預貯金口座への振込等別途の方法で支払うものとします。

(2) 前項にかかわらず、当社の都合により当社が会員宛に振込用紙を送付した場合、会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、会員の都合による決済口座の設定不備等の場合を除き当社負担とし、会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。

第７条（支払金等の充当順序）

会員の返済した金額が本規約及び当社と会員とのその他の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。

第８条（公租公課・費用等の負担）

(1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。

(2) カード利用による支払金等の支払、カードの返却、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。

(3) 会員は、カード利用による支払金等を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として 210 円（税込。以下「回収事務手数料」という。）を支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、利息、遅延損害金及び回収事務手数料が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合はこの限りではありません。

①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。

②会員宛に振込用紙を送付した場合。

③会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合。

(4) 会員の要請によりカードを再発行したときは、当社は会員に対し、カードの再発行手数料 1,100 円(税込)を請求することができます。

第 9 条（カードの紛失・盗難等）

(1) カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報（会員氏名・カード番号・有効期限等をいいます。以下同じ）の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」といいます。）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。

(2) 会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。

(3) 当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第 10 条（カード会員保障制度）

(1) 前条(1)の定めにかかわらず、当社は、会員がカードの紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を不正利用された場合であって、前条(2)に従い警察及び当社への届出がなされたときは、これによって会員が被るカード又はカード情報の不正利用による損害の全部又は一部を当社の定めるところにより補填するものとします。

(2) 会員は、前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その損害について補填を受けることができません。

①会員の故意又は重大な過失によって生じた損害の場合

②カード利用の際に登録された暗証番号が使用された場合

③会員の家族、同居人、留守人等の会員の関係者によってカードが利用された場合

④戦争・地震等による著しい秩序の混乱の際にカードの紛失・盗難等が生じた場合

⑤前条(2)のカードの紛失・盗難等の届出を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害の場合

⑥会員が、(3)の義務を怠り、又は損害防止軽減のための努力をしなかった場合

⑦会員が、当社の不正発生カードの差替え等の指示に従わなかった場合

⑧本規約に違反している状況において、カードの紛失・盗難等が生じた場合

⑨前条(2)の届出書の内容及び当社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合

⑩カード署名欄に自署されていなかった場合

⑪本規約の年会費の支払を怠ったとき以降にカードの紛失・盗難等が生じた場合

(3) 会員は、カードの紛失・盗難等による損害を知ったときは 30 日以内に被害状況等を記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書又は被害届出証明書等の当社が定める書類を当社へ提出するものとします。また、当社が被害状況等の調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。

第 11 条（退会及び会員資格の取消と利用の一時停止）

(1) 会員の都合により退会するときは、当社にその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、会員は、退会時に債務がある場合、本規約に基づき当該債務を支払うものとします。また、退会後においても、カード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務については、すべて会員がその責任を負うものとします。

(2) 会員（本項においては入会申込者を含む）が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は入会を謝絶し、会員に通知することなく、カードの利用停止又は会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに QVC に当該カードの無効を通知することがあります。

①入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。

②本規約のいずれかに違反した場合。

③第 12 条に該当する場合。

④信用情報機関の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

⑤カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。

⑥住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合。

⑦会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。

⑧関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社がカードの利用を停止する義務を負う場合。

⑨第 18 条（カードショッピングの利用方法等）(4) に違反し、カードの利用状況が不適当又は不審であると当社が判断した場合。

⑩当社が定める相当の期間内に決済口座の設定手続が完了しない場合。

⑪当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）

（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等

（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動

（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

⑫前各号に類する事由が生じた場合その他当社が会員として不適格と判断した場合。

⑬カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合。

(3) (2)に該当し、当社及び QVC がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。

(4) 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードの利用を停止することができるものとします。

第 12 条（期限の利益の喪失）

(1) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①カードショッピングの支払金の支払を遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。但し、⑦の場合を除く。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦売買契約、役務提供契約が会員にとって営業のために又は営業としてする取引である等、割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引となる場合で、カードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

⑧支払期間が２ヵ月を超えない支払方法（事務処理上の都合により２ヵ月を超えた場合を含む）によるカードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

⑨会員資格を喪失したとき。但し、第 11 条(2)⑦の場合を除く。

(2) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

③本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 13 条（相殺）

当社から返金すべき金額がある場合で、カードショッピングの支払金があるときは、当社は、会員が当社から返還を受けるべき金額とカードショッピングの支払金を相殺できるものとします。

第 14 条（連絡先に関する承諾及び届出事項の変更）

(1) 当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届出た（申込書に記載する方法、口頭による方法、(2)に基づくもの等がありますが、その方法を問いません。）電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できた場合はこの限りではありません。

(2) 会員が当社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先（連絡先）、職業、国籍、在留資格、在留期間、代金決済口座、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社及び当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出ることもできます。

(3) (2)の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、(2)の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(4) 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。

第 15 条（規約の変更）

(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2) 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第 16 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 17 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第Ⅱ章 カードショッピング条項

第 18 条（カードショッピングの利用方法等）

(1) 会員はカードを、会員番号、氏名、カードの有効期限等を告げ、又は郵送若しくは伝送する方法により利用することができるものとします。なお、当社が特に定める商品等についてはカードの利用ができない場合があります。

(2) 会員は、当社と契約しているQVCでのカードショッピングの利用代金を当社が会員に代わってQVCに立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。

(3) カードの利用に際しては、利用できる取引の種類や購入商品の種類、利用金額等により当社の承認を必要とする場合があります。

(4) 会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社) 日本クレジット協会ホームページ https://www.j-credit.or.jp/をご覧ください。

第19条（商品の所有権）

会員は、カードショッピングにより購入した商品の所有権が、当社が当該商品の代金をQVCに立替払いすることにより、QVCから当社に移転され、当該商品に係る債務が完済まで当社に留保されることを認めるものとします。

第20条（カードショッピングの支払金の支払方法）

(1) カードショッピングの支払金の支払方法は、１回払い、２回払い、ボーナス一括払い、ボーナス２回払い、リボルビング払い、分割払いの６通りとし、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。

※上記記載にかかわらず、支払方法が制限される場合があります。カードショッピングをご利用いただく前にQVCに確認をお願いします。

(2) カードショッピングの利用代金は毎月末日を締切日（継続的利用代金の場合は、QVCが指定する毎月あるいは毎年一定の日を利用日として取り扱います。）とし、以下次の各号に定める方法により算定したカードショッピングの支払金を翌月から毎月27日に支払うものとします。なお、支払方法及び事務上の都合により翌々月以降の27日からの支払いとなる場合があります。

①会員が１回払いを指定した場合は、利用代金を翌月に一括して支払うものとします。なお、この場合手数料はありません。

②会員が２回払いを指定した場合は、利用代金を翌月と翌々月に２分の１ずつ支払うものとし、端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、この場合手数料はありません(実質年率0.0%)。支払期間は２ヵ月とします。

③利用代金が１万円以上の場合は、ボーナス一括払いが利用でき、会員がボーナス一括払いを指定した場合は、利用代金を会員の指定月（夏期６月・７月・８月、冬期12月・１月のいずれかの月）に一括して支払うものとします。なお、この場合手数料はありません（実質年率0.0%)。支払期間は、１ヵ月から11ヵ月とします。(ただし、商品等により利用できる期間、金額、選択できる支払月については制限があります。)

④利用代金が５万円以上の場合は、ボーナス２回払いが利用でき、会員がボーナス２回払いを指定した場合、利用代金と手数料を合算した額の２分の１ずつを指定月（夏期６月・７月・８月、冬期12月・１月のいずれかの月）に支払うものとし、端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は3.0円（実質年率2.31%～12.08%)、支払期間は、５ヵ月から19ヵ月とします。(ただし、商品等により手数料が異なる場合があり、利用できる期間、金額、選択できる支払月については制限があります。)

＜具体的算定例＞

利用代金 100,000円、ボーナス２回払いの場合

●利用代金（A） 100,000円

●手数料（B） 100,000円×（3.0円÷100円）＝3,000円

●支払総額（A+B） 100,000円＋3,000円＝103,000円

●分割支払額 （初回）51,500円（2回目）51,500円

⑤会員がリボルビング払いを指定した場合、定額リボルビング払い（手数料 With-out 方式）にて、手数料を支払元金に加算して支払うものとします。なお、手数料は、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して下記の手数料率（以下「手数料率」といいます。）を乗じた額とします。また、支払コースは、カード申込み時に当社にて指定した原則、5,000 円コースまたは 10,000 円コースとし、希望により他の支払コースに変更できるものとします。

【手数料率 実質年率 15.0% ただし、別途当社が決定し通知する手数料率がこれと異なる場合には当該通知した手数料率とします。】

〈ご利用の際の支払コース〉

月々の支払額	5,000 円コース	15,000 円コース
	10,000 円コース	20,000 円コース

〈弁済金の具体的算定例〉（10,000 円コースの場合）

毎月の支払元金が 10,000 円で、締切日（前月末日）の利用残高が 50,000 円、実質年率が 15.0%の場合

●支払元金（A） 10,000 円

●手数料（B） 50,000 円×実質年率 15.0%÷12 ヵ月＝625 円

●弁済金（A＋B） 10,000 円＋625 円＝10,625 円

⑥会員が分割払いを指定した場合は、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下記の通りとします。（ただし QVC の販売施策に応じ支払回数、支払期間、および手数料が異なる場合があり、利用できる期間、金額、選択できる支払月については制限される場合があります。）なお、24 回払いは利用代金が原則、20 万円以上の場合とします。

支払回数	3 回	5 回	6 回	10 回	12 回	15 回
支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15
実質年率（%）	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87
利用代金 100 円当たりの手数料の額（円）	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20

支払回数	18 回	20 回	24 回
支払期間（ヵ月）	18	20	24
実質年率（%）	14.93	14.95	14.96
利用代金 100 円当たりの手数料の額（円）	12.24	13.60	16.32

※ボーナス併用払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

⑦分割払いの場合、支払総額は、利用代金に上記手数料を加算した金額となります。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払額の単位は 100 円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

〈具体的算定例〉

利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

●手数料 50,000 円×（6.80 円÷100 円）＝3,400 円

●支払総額 50,000 円＋3,400 円＝53,400 円

●分割支払額 53,400 円÷10 回＝5,340 円（100 円未満は初回に支払い）

●初回分割支払額 5,300 円＋（40 円×10 回）＝5,700 円

●２回目以降分割支払額 5,300 円

なお、会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、ボーナス支払月は夏期６月・７月・８月、冬期 12 月・１月のいずれかの月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、１回当たりのカード利用代金の 50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算金額は 1,000 円単位で均等できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算して支払うものとします。

(3) 会員がリボルビング払いを指定した場合、約定金額のほかに追加支払いを希望する場合には、当社が定める日までにその追加払額を指定することができるものとします。

(4) 会員は、手数料が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第 15 条の規定にかかわらず、当社から手数料の変更の通知をした後は、通知したときにおける分割払いを除くカードショッピングの利用残高の全額に対しても、改定後の手数料が適用されることに異議ないものとします。

第 21 条（遅延損害金）

(1) 会員が、カードショッピングの期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで分割支払額合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金（1 年を 365 日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算。以下同じ）を支払うものとします。ただし、1 回払い及びリボルビング払いの場合は、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したとき（(1)の場合を除く。）は、支払期日（当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月 27 日をいう。以下同じ）の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、２回払い、ボーナス一括払い、ボーナス２回払い、分割払いの場合は、当該遅延損害金は分割支払額合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第 22 条（早期完済の場合の特約）

会員が当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときは、会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。ただし、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。

第 23 条（見本・カタログ等と現物の相違等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、提供された役務若しくは権利（割賦販売法に定めるもの）又は引き渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、QVC に再提供又は商品の交換を申し出るか若しくは会員、QVC 間の契約の解除ができるものとします。なお、契約を解除した場合、会員は当社に対しただちに、その旨を通知するものとします。

第 24 条（支払停止の抗弁）

(1) 会員は、次の各号の事由が存するときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品又は役務若しくは権利に ついて、支払いを停止することができるものとします。

①商品の引渡し又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含み、以下同様とします。）若しくは権利の移転がなされないとき。

②商品、権利、役務に破損、汚損、故障、欠陥その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。

③その他商品の販売又は役務の提供について、QVC に対して生じている事由があるとき。

(2) 当社は、会員が(1)の支払停止を行う旨を当社に申し出たときはただちに所要の手続きをとるものとします。

(3) 会員は、(2)の申し出をするときは、あらかじめ(1)の事由の解消のため、QVC と交渉を行うよう努めるものとします。

(4) 会員は、(2)の申し出をしたときは、すみやかに(1)の事由を記載した書面を当社に提出するよう努めるものとします。また、会員は、資料がある場合には資料を添付し、当社が(1)の事由について調査をする必要があるときは、その調査に協力するものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

①売買等の契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に係るものを除く）であるとき。

②カードショッピングの支払方法が 2 ヵ月を超えない 1 回払いのとき。（事務処理の都合上、2 ヵ月を超えた場合は、1 回払いと扱います。）

③リボルビング払いの場合で、１回のカード利用に係る現金価格が３万８千円に満たないとき。

④2 回払い、ボーナス一括払い、ボーナス 2 回払い、分割払いの場合で、1 回のカード利用に係る支払総額が 4 万円に満たないとき。

⑤会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

(6) 会員は、当社がカードショッピング代金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続していただきます。

第Ⅲ章 その他

第 25 条（反社会的勢力との取引の排除）

(1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団

②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

⑥前各号の共生者

⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

(4) 当社は、会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、当社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第 26 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

(1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

(3) 当社は、会員の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、カードショッピングの利用を制限又は停止することができるものとします。

(4) 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、カードショッピングの利用を制限又は停止することができるものとします。

(5) (3)の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容及びその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カードショッピングの利用を制限又は停止することができるものとします。

(6) (3)から(5)までの定めによるカードの利用の制限又は停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は利用の制限又は停止を解除するものとします。

(7) 当社は、会員が(1)各号のいずれかに該当し、若しくは(2)各号のいずれかに該当する行為をした場合、(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第Ⅳ章 特約

第 27 条（カードショッピングの支払金の支払方法に関する特約）

QVC が特に指定する商品・権利・役務について、会員は、以下の条件でカードショッピングを利用することができます。ただし、支払回数は QVC が指定する回数とし、商品・権利・役務により異なります（詳細は QVC にご確認ください）。

なお、分割払手数料は会員に代わり QVC が負担する場合があります。

支払回数	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
支払期間（ヵ月）	3	4	5	6	7	8	9
実質年率（％）	12.20	12.99	13.51	13.86	14.11	14.31	14.46
利用代金100円当たりの手数料の額（円）	2.04	2.72	3.40	4.08	4.76	5.44	6.12

支払回数	10回	11回	12回	15回	18回	20回
支払期間（ヵ月）	10	11	12	15	18	20
実質年率（％）	14.57	14.66	14.73	14.87	14.93	14.95

利用代金１００円当たりの手数料の額（円）	6.80	7.48	8.16	10.20	12.24	13.60

分割払の場合、支払総額は、利用代金に上記手数料を加算した金額となります。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払額の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

〈具体的算定例〉

利用代金50,000円、10回払いの場合

●手数料　　50,000円×（6.80円÷100円）＝3,400円

●支払総額　50,000円＋3,400円＝53,400円

●分割支払額 53,400円÷10回＝5,340円（100円未満は初回に支払い）

●初回分割支払額　　5,300円＋（40円×10回）＝5,700円

●２回目以降分割支払額　5,300円

第28条（付帯サービス）

(1) 会員は、当社又は当社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社から会員に対し通知、又は当社ホームページにて公表するものとします。

(2) 会員は、付帯サービスに関する規約等がある場合、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾します。

(3) 会員は、当社が必要と認めた場合、会員への予告又は通知することなく当社が付帯サービス及びその内容を中止又は変更することを予め承諾します。

(4) 会員は、会員資格を取消された場合、又は退会した場合、付帯サービス(会員資格取消前又は退会前に取得済みのものを含む)を利用する権利を喪失するものとします。

あと決めプラン特約

＜あと決めプラン特約＞

第１条（総則）

三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約および本会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた方はあと決めプラン（以下「本サービス」という）を利用することができます。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り会員規約において定義した内容に従うものとします。

第２条（ショッピング利用代金の支払方法等）

(1) 本サービスの登録をした会員は、会員規約第20条にかかわらず、すべて定額リボルビング払い（手数料With-out方式）にて、指定金額（ただし、指定金額以下となる場合は利用残高全額）を毎月の支払元金とし、第３条に定める手数料を加算して、カードショッピングの利用代金を支払うものとします。なお、カード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、ボーナス２回払い、分割払いを指定した場合は、当該指定の支払方法となります。ただし、一部の加盟店については、支払方法によりお取扱いできない場合があります。

(2) 前項の指定金額とは、１回払いおよびリボルビング払いを指定したカード利用代金（指定せずに１回払いとなった場合を含む）の毎月の支払い上限金額を指し、5千円以上1千円単位で指定できます。

(3) 会員が希望し当社が適当と認めた場合には、会員は当社所定の方法により本サービス利用残高の全額または一部を繰り上げ返済することができます。

第３条（手数料の計算および支払い）

手数料は、毎月締切日の本サービス利用残高に対して実質年率15.0%を乗じた金額とし、翌月の支払日に指定金額に加算して支払うものとします。ただし、カード利用日から利用日以降最初に到来する支払日までの日割の手数料を免除するものとします。

＜お支払い例（指定金額50,000円の場合）＞9月1日～9月30日までに120,000円ご利用の場合

◆初回（10月27日）お支払い（ご利用残高120,000円）

(1) 支払元金…50,000円

(2) 手数料…0円

(3) 弁済金…50,000円

(4) 支払後残高…120,000円－50,000円＝70,000円

◆第2回（11月27日）お支払い

(1) 手数料…70,000円×実質年率15.0%÷12ヵ月＝875円

(2) 支払元金…50,000円

(3) 弁済金…50,875円（(1) 875円＋ (2) 50,000円）

(4) 支払後残高…20,000円（70,000円－50,000円）

第４条（あと決めプランの解約）

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社所定の方法で手続きを行なうものとします。この際、本サービス利用残高がある場合は、当社所定のリボルビング払いコースにて支払うものとします。

第５条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

【お問い合わせ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談は、QVCにご連絡ください。
2. カード会員規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、三井住友カード株式会社へおたずねください。

三井住友カード株式会社 アンサーセンター

〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木三丁目5番14号

電話番号： 03-5638-3211 06-6339-4074

電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15